

第4章

計画の推進にあたって

推進体制

(1) 伊賀市男女共同参画審議会による評価

伊賀市男女共同参画推進条例第12条に基づき、伊賀市男女共同参画審議会を開催し、市の男女共同参画施策等について、市長の諮問に対して答申を行います。さらに、毎年、男女共同参画施策の進捗状況に対して評価と提言を行い、公表します。

(2) 庁内の推進体制の充実

男女共同参画担当部長を会長とし、各部署の委員からなる伊賀市男女共同参画推進会議を開催します。そのなかで、年度毎に年次実施計画を検討し、教育、福祉、労働などあらゆる分野で全施策を男女共同参画の視点で見直し、計画の推進を図ります。

(3) 市職員の男女共同参画に関する研修

これまでも計画的に男女共同参画に関する職員研修を実施してきましたが、職員が男女共同参画の視点をもって施策を推進し、また、性別にとらわれず能力を発揮できる職場環境を整備するため、今後も継続して研修を実施し、内容の充実を図ります。

(4) 関係機関、市民、NPO*等との連携

男女共同参画社会*を実現するためには、住民自治協議会*やNPO*、企業などと連携して推進していく必要があります。

これまで伊賀市男女共同参画ネットワーク会議*と連携してフォーラムを開催するなど、地域の男女共同参画社会*の実現に向けて取り組んできましたが、今後も伊賀市男女共同参画ネットワーク会議*等と連携して施策を推進します。

(5) 男女共同参画センターの活用

男女共同参画の推進に関する啓発、学習、各種相談事業を行います。また、伊賀市男女共同参画ネットワーク会議*会員の活動拠点及び市民の交流の場として活用していきます。

(6) 計画の進行管理

毎年、実施計画に基づく進捗状況を把握し、公表します。計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。

(7) 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民または事業者から相談・苦情を受けた場合には、適切に対応します。また、市民からの様々な相談に応じる体制や機能について充実を図ります。